2024年3月1日改正
道路交通規則実施要領の説明

2024年3月RC連絡会　　警備消防課

モビリティーの多様化による車両の定義の変更および乗入れ不適合車両を定める。

①　単車の定義に「ペダル付き原動機付自転車」を追記
（ペダルを漕がなくても電動またはエンジンのみで走行できる自転車）

・原付免許が必要

・ナンバー登録、保険加入が義務

・サイドミラー、ライト等が必要

・バイク用ヘルメット着用

※ 構内乗入れはOK、二輪車登録が必要です。

※ 電動アシスト自転車は自転車です。

② 車検適合に係らず、フロントガラス前面、運転席および助手席のガラス面に、着色または着色フィルム等を施工貼付した自動車および、警防部が車窓より、通門証などを視認できない自動車の構内運転禁止

・オーロラフィルム、ゴーストフィルム
カメレオンフィルムなどの俗称

・車検適合とPRしているが、実際は違反車両の場合もある。

・運転手とアイコンタクトや手ぶりも見えず危険

③ キックボード（電動含む）構内運転禁止

- 特定小型原付、原付２種（50～125CC）等、公道走行OKな電動キックボードであっても構内の運転は禁止です。